

令和8年度 佐賀県歯科医師国民健康保険組合保険料【月額】

●75歳未満

単位：円

種 別			医療給付費分		後期高齢者 支援金分 【令和7年度より -100円】	介護納付金分 【令和7年度より -200円】	子ども・子育て 支援納付金分 ※2 【令和8年度新設】	計		
			所得割	均等割						
甲Ⅰ種 〔佐賀県歯科 医師会会員〕	組合員 (本人)	40歳～64歳	※1	10,700	4,500	5,200	500	20,900		
		40歳未満 65歳～74歳		10,700	4,500	0	500	15,700		
	家族	40歳～64歳		6,300	4,500	5,200	500	16,500		
		18歳～39歳 65歳～74歳		6,300	4,500	0	500	11,300		
		18歳未満		6,300	4,500	0	0	10,800		
乙Ⅰ種 〔甲Ⅰ種・甲 Ⅱ種の医療 機関に勤務 する者〕	組合員 (本人)	勤務医		40歳～64歳		12,000	4,500	5,200	500	22,200
				40歳未満 65歳～74歳		12,000	4,500	0	500	17,000
		勤務医 以外		40歳～64歳		9,500	4,500	5,200	500	19,700
				40歳未満 65歳～74歳		9,500	4,500	0	500	14,500
	家族		40歳～64歳		4,800	4,500	5,200	500	15,000	
			18歳～39歳 65歳～74歳		4,800	4,500	0	500	9,800	
			18歳未満		4,800	4,500	0	0	9,300	

※1 医療給付費分所得割保険料

個人事業所は前々年の医業収入額、法人事業所は直近の事業年度の医業収入額に1,000分の8を乗じた額を年額とする。ただし、年額が45万円を超える場合は45万円とする。年度途中加入者は全体の所得割保険料より算出した平均額を賦課する。

※2 子ども・子育て支援納付金分保険料 【令和8年4月より徴収開始】

国の少子化対策・子育て支援施策のため、保険者が「子ども・子育て支援納付金」を国に納付する。その納付に要する費用として「子ども・子育て支援納付金分保険料」を徴収する。（佐賀県歯科医師国保組合が徴収後まとめて国に納付する仕組み。）

賦課対象者は、18歳～74歳の被保険者。ただし、4月2日以降に18歳になる者（高校生年代）を除く。

●75歳以上

単位：円

種 別			後期高齢者保健事業分	※3 後期高齢者事業主負担分
甲Ⅱ種	組合員 (本人)	75歳以上	2,000	3,000×○人
乙Ⅱ種	組合員 (本人)	75歳以上	2,000	

※3 後期高齢者事業主負担分
乙Ⅰ種組合員（従業員）の人数に応じて保険料を甲Ⅱ種組合員に賦課する。ただし、同一診療所で他の甲Ⅰ種組合員に所得割保険料を賦課している場合は徴収しない。